

## 我孫子市教育研究所設置条例の一部を改正する条例(案)についての意見募集(パブリックコメント)結果の公表

お寄せいただいた意見及び意見に対する市の考え方を公表します。

### ■ パブリックコメントの結果

我孫子市教育研究所設置条例の一部を改正する条例（案）についてパブリックコメントを実施したところ、次の結果になりました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

1月27日より結果の公表をしていましたが、記載漏れがあった意見と回答を追加して結果の公表を再度行っています。

- 1 募集期間 令和3年12月17日から令和4年1月17日
- 2 提出人数 9名
- 3 意見総数 20件
- 4 公表場所

教育研究所、行政情報資料室（市役所本庁舎1階）、各行政サービスセンター、生涯学習センターアビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、我孫子市民図書館湖北分館及び布佐分館、各近隣センター、我孫子市ホームページ

- 5 意見公募した内容 我孫子市教育研究所設置条例の一部を改正する条例（案）（別紙参照）

### 6 意見と意見に対する市の考え方

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
1-1	意見	第3条（2）の「指導」という言葉の表現について再検討をお願いしたい。	いただいたご意見のとおり、指導とは「目的に向かって教え導くこと」です。文部科学省からの通達で、不登校への対応の在り方の中に学校における取組、校内指導体制、教職員の役割等の充実を図ることが明記されています。不登校になった要因やその児童生徒の目的を一緒に探し、その目的に向かうために何が必
理由	指導とは「目的に向かって教え導くこと」の意であり、不登校の子ども対しての対応は「指導」とは異なり、それぞれの子どもの状況を把握し、子どもの心身の回復や学びの支援を行っていただいているのだと思います。例え		

		<p>ば「児童又は生徒の教育機会の確保に関する研究及び調査並びに・・・」など「指導」ではない実態に即した表現への再検討をお願いしたいです。</p>	<p>要なのかを考えることが必要です。その作業を学校と教育相談センターが一緒に行い、児童生徒を支援していくことを示した条文としています。よって、次の通り修正します。</p> <p>「不登校の児童又は生徒その他相当の期間学校を欠席している児童又は生徒への支援に関する研究及び調査並びに当該児童又は生徒への支援の推進に関すること。」とします。</p>
1-2	意見	<p>第3条に学校および他の支援機関との連携についての追記を検討していただきたい。</p>	<p>教育相談センターの事業は関係機関と連携を取りながら実施することは大前提であり、現在も学校、教育委員会、市等の関係機関と連携しながら実施しています。よって、修正なしとします。</p> <p>具体的な対応方法や連携方法等については、実施マニュアルを作成します。その中でどのように対応するのか、学びをどう保障するのか、学校における取組や教職員の役割等を記載し、長期欠席児童生徒対策を進めていきます。</p>
	理由	<p>事業の第3条には学校との連携についての記載がなく、教育相談センター内だけで完結するもののように読み取れます。しかしながら、実態としては、特別支援教育も、不登校など長期欠席の子どもの対応も、学校の現場において実践されるものだと思います。教育相談センターの役割は、センター内で研究や調査された教育活動が、研修や個別相談で引き継がれ、学校で実践されるのを推進していただいているのだと思います。事業に明記するこ</p>	

		とで、教育相談センターと学校との連携が明確になり、チームワークがよりゆるぎないものになっていくのだと考えるためです。	
2-1	意見	<p>不登校の児童又は生徒その他相当の期間学校を欠席している児童又は生徒に対する指導に関する研究及び調査並びに当該指導の推進に関すること。</p> <p>に関して「指導」ということばに違和感があります。学校の先生方も日常的に使用しており教育の世界では自然に使われることばで、法的に規定されている文言なのかは分かりませんが、当事者としての感覚からは嫌悪感があるので変更していただきたいです。</p>	1-1と同じ理由により修正します。
	理由	<p>「指導」とされると、欠席している児童生徒に非があって不適應を起こしているため指導が必要というニュアンスを感じるからです。</p> <p>学校を休まざるを得なくなった子どもにとって必要なのは「指導」ではなく「理解」と「支援」であり、それを行う教員への「指導」を行って欲しいと思います。</p>	

2-2	意見	<p>不登校により、本来受けられるはずの教育を受けられなくなったことに対する保障を具体的にどうするのか、研究所だけでなく学校教育課も指導課も学校も全てが主体となって取り組む、連携して取り組むという内容を盛り込んで欲しいです。</p>	<p>1-2と同じ理由により修正なしとします。</p>
	理由	<p>現在不登校になると、学習に関する支援は皆無になり、親が自力で取り組むまたは支援先を見つけざるを得ません。学習のつまずきは将来への不安に直結します。心理的ケアが最優先ではありますが、本人の気持ちが向いた時にタイミングよく適切な学習支援が必要だと思います。学校もクラスで使ったプリントをパラパラとくれるだけで正直活用できないし、発達の問題があれば専門的な知識も必要ですが親が自力で学ぶのは非常に難しいです。</p> <p>教科学習が全てではありませんが、せめてそれを学びたいと本人が思った時にはどこかが責任を持って具体的に保障して欲しいと切に願います。教科学習ではない学</p>	

		びを模索するべきとも思います。また、家で学びをと思うと正直お金もかかります。学校に行っていればかからなかった負担です。市が保障しきれないのであれば、本来恩恵を受けていたはずの教育費を返還して欲しいと常々思っています。	
3-1	意見	第1条・2条の名称変更に関しては、賛成です。	ご賛同いただいた通り、市民に分かりやすい名称に変更し、事業を進めていきたいと考えます。
	理由	名称がそのままわかりやすく、市民が利用できる場所だと思えるからです。	
3-2	意見	第3条に関して 学校とその他支援機関との連携について追記してください。	1-2と同じ理由により修正なしとします。
	理由	条例に不登校の文字が入ることは、一歩前進だと思います。しかしながら、相談支援センターで、いくら相談し、支援していただいても、学校現場の環境整備が整わないようでは不登校はへりません。学校との連携を明確にし、チームワークがよくなることで子どもも学校へ行ってみようという気持ちになるのでは？と思うからです。	
3-3	意見	第3条(2) 不登校の児童又は生徒その他相当の期間、学	1-1と同じ理由により修正します。

		校を欠席している児童又は生徒に対する指導に関する研究及び調査並びに当該指導の推進に関すること。の中で「指導」に関して、指導を「関わり」という言葉はどうでしょうか。	
	理由	学校で教職員の子ども（児童、生徒）との関わりがとても大切なのであって、その文言を入れてもらいたいと思います。「指導」とされると、欠席している児童生徒側に非があるようなために、指導が必要の意に感じます。関わり方が適切であれば、児童生徒は楽しく登校すると思います。	
3-4	意見	第3条（2）に、相談センターだけでなく、学校も教育委員会の指導課も市役所も全てが主体となって取り組むような文言を入れてほしい。義務教育は、本来受けられるはずなので、具体的にどこで代替するのも入れてほしい。	1-2と同じ理由により修正なしとします。
	理由	不登校を選択せざるを得ない状況まで児童生徒たちが追いつめられているのだと思います。 まずは、心理面のケアが大切	

		<p>ですが、元気になってすこし学習でもしてみようかと思った時に、義務教育なのだから保障してほしいと思います。家庭で子どもを受け止め、励まし、支援していくのは非常に難しいです。理科の実験、技術の工具類、美術の素材、そして仲間との時間など。一家庭にはないものばかりです。どうやって保障していくのかを考えてほしいです。</p>	
4-1	意見	<p>第3条(2)不登校の～推進に関する事、について。 不登校対策、対応は、その児童が通っていた学校が主体となって率先してすべき事だと思いますので、現案の文言には賛成し難い。 学校での対応が主体であることの明記を希望、又、研究所が主体となるならば学校とはどう連携をとるのか、具体的に示して欲しい。研究所主体でもいいと思っているが、学校に対してどう対応をすべきか？と先生方に意見できる、又、連携をきちんと取れる仕組みはあるのか？</p>	1-2と同じ理由により修正なしとします。
	理由	<p>長期欠席児童に対して、各学校での対応の実情をご存じ</p>	

		<p>でしょうか？</p> <p>不登校の対応は、原因であり、現場である学校全体であるべきと思いますが、その学校が対応できていない現状を打開するために、研究所主体で、研究した結果の対応を学校、及び、教員にわかるように、また、それを必ず実践できるように介入し、教示してほしい。現状、学校より、よっぽど研究所職員の方がプロフェッショナルだと思っています。ただ、現案文言ですと、学校では対応してなくて良いような聞こえ方があります。研究所主体であるならもちろんそれで構いませんが、学校、先生の対応を改善するためにも研究所職員の充実が必要とも思います。</p>	
5-1	意見	<p>第3条（3）児童、生徒、保護者等の教育相談に関すること。に加え、学校との連携に関するをお願いしたいです。</p>	<p>1-2と同じ理由により修正なしとします。</p>
	理由	<p>研究所で相談し、納得し、合理的配慮の対応をして安心して学校に目が向いても、学校の先生（個人）だったり、学校のきまり（校則）などを</p>	



		<p>厳守する方が大事で優先されるため、再び不登校に戻ってしまう。この様なことが繰り返されるのは、研究所からのアプローチを、学校側が受け取りにくい状況になってしまっているのではないかと考えてはいます。子どもが傷ついて、親が傷ついても、なお、学校に要望を受け入れてもらうシステムを作っていないのなら、学校に行くことを諦める他ありません。せっかく研究所から親身になって相談に乗ってもらっても生徒数が多い。先生の仕事が多い。そのような理由で学校の対応が研究所とくい違ってしまうのはとても残念です。</p>	
6-1	意見	<p>第3条（2）について 不登校の児童又は生徒に対する「指導」 指導という言葉を使わず、支援・援助など柔らかな表現にしてほしい。</p>	1-1と同じ理由により修正します。
	理由	<p>「指導」という言葉は、不登校の子どもがまるで悪いことをしているかのように捉えられてしまうように感じます。そして、実際は何も指導されてないからです。</p>	

6-2	意見	第3条(3)について 児童、生徒、保護者等の教育相談 実際は行われていないので、 不適切な言葉だと思います。	この条文での「教育相談」 は、ケースワーカーや心理相 談員が実施する相談のことを 明記しています。現在も実施 しており、子ども本人への支 援もしています。よって、修 正なしとします。  もしお困りの場合、ケース ワーカーにご相談ください。
	理由	不登校になって、親からの相 談は受けてもらえますが、子 ども本人への支援は一切あ りません。長期化していくに つれ、親も子も放置されてい るからです。	
6-3	意見	使用する文言を変えるだけ でなく、その中身を改善して ほしい。不登校の子ども、親 への支援等は学校でもやっ てほしい。全て教育研究所だ けで担当するということな のかが不明です。	1-2と同じ理由により修 正なしとします。
	理由	学校側からのアプローチは、 担任だけです。その対応だけ では、教育研究所は全く機能 していない、ということにな ります。学校・教育研究所の 役割が全く分かりません。	
7	意見	第3条 2項(2)不登校の 児童又は生徒その他相当の 期間学校を欠席している児 童又は生徒に対する指導に 関する研究及び調査並びに 当該指導の推進に関するこ と。  の条文で、「不登校の・・・	教育を受ける権利は日本国 憲法で定められています。市 の条例はそれを大前提として います。よって、「教育を受け る権利の保障」とは記しませ ん。「指導」という文言につい ては、1-1と同じ理由によ り修正します。

		<p>児童又は生徒に対する<u>指導</u>」 という文言を、「不登校 の・・・児童又は生徒の<u>教育</u> <u>を受ける権利の保障</u>」と変え ることを要望します。</p>	
	理由	<p>不登校の子どもへの指導が 何を指すかによって、指導 の意味合いは変わってくる と思います。(学校に戻すた めの)指導と限定するのでは なく、子どもの視点に立ち、 学校であれ家庭であれ第三 の居場所であれ、子どもが 教育を受ける権利をどうや って保証していくかを模索す ることが、現在の教育研究所 が目指されている方向性 とも合致すると考えるため です。</p>	
8-1	意見	<p>今回の一部改正に、おおむね 賛成です。</p>	<p>ご賛同いただいた通り、相 談しやすい機関となるよう、 事業を進めていきたいと考 えます。</p>
	理由	<p>学校がストレスになっている 子どもがいることに危機 感を感じていますので、改正 されることで、我孫子市の 子どもたちがよりよい教育 を受けられると期待する からです。</p> <p>広報あびこ令和4年1月1 6日号にもあった、コミュニ ティ・スクールの開始にも 期待を寄せています。</p>	

		<p>教育研究所に相談したときには、担任の先生に相談する時以上に深刻な状況になっていましたので、今後は早期に相談できるようにしていただき、我孫子の子どもたちが生きづらくさせられないようになってほしいと思っています。</p>	
8-2	意見	<p>第3条(2)について 児童又は生徒に「教育を受ける権利を保障し」の文言をいれてほしいです。</p>	<p>教育を受ける権利の保障は日本国憲法で定められており、条例は憲法を大前提としています。義務教育の意味や教育を受ける場所について等、不登校の考え方や捉え方については実施マニュアルの中で記載し、事業を進めていきます。</p>
	理由	<p>義務教育の意味を勘違いしている保護者もいるためです。 また、教育を受ける場所を学校に限定しないことを、確認したいです。</p>	
8-3	意見	<p>第3条(3)について 児童、生徒、保護者等→児童、生徒、保護者、支援機関等にしてほしいです。</p>	<p>1-2と同じ理由により修正なしとします。</p>
	理由	<p>相談するにあたって、感情的にならずにすすめるため。 また、うまく言葉にできない状況を回避するためです。</p>	
8-4	意見	<p>第3条(1) 賛成です。</p>	<p>ご賛同いただいた通り、特別支援に関する事業を進めていきたいと考えます。</p>
	理由	<p>例えば、子どもが発達性ディスレクシアであっても、学び方次第で将来が大きく変わ</p>	

		<p>ってしまいます。</p> <p>通常の学級で見逃されて、つらい思いをしている子どもがいなくなることを期待しています。</p>	
8-5	意見	<p>第4条について</p> <p>ヤング手賀沼に、小学校・中学校の先生に赴任してほしいです。</p>	<p>ヤング手賀沼は、学校教育法第1条に定められた種類の学校に該当しないので、教員を配置することは現状ではできません。しかし、教員経験者を指導員として配置しています。また、学校から教育委員会に異動してきた教員を教育研究所に配置し、長期欠席児童生徒対策事業の一環としてヤング手賀沼の運営についても担当し、事業を推進しています。ヤング手賀沼の状況については今まで以上に学校に情報提供していきます。</p> <p>当該条例は教育研究所に関するものなので、修正なしとします。</p>
	理由	<p>ヤング手賀沼にいらっしゃる先生方は、素晴らしい方たちですが、現役で担任をされている先生方にも、ぜひヤング手賀沼の状況を知っていただきたいです。</p>	
9	意見	<p>(2) 不登校の児童又は生徒 その他相当の期間学校を欠席している児童又は生徒に対する指導に関する研究及び調査並びに当該指導の推進に関すること</p> <p>の「指導」という言葉に違和感を覚えます。</p>	<p>教育委員会は市の教育の基本指針を定め、それに沿って各学校の自主的な教育活動を支援していきます。また、学校間や地域間の連携の橋渡し役となることや教員の意欲を高めていくことが役割です。</p> <p>当該条例は教育研究所に関するものなので、教育委員会</p>

	<p>理由</p> <p>学校へ行けなくなってしまう子どもに対して使う言葉なら「支援」や「理解」という言葉を使っていたらいいです。「指導」という言葉を使うなら、子どもたちが学校を休まなくてはならない原因、子どもたちに不適應をおこしてしまった教員に対して使う言葉ではないでしょうか。</p> <p>それでは教員や学校に対する指導はどこで機関で行われるのでしょうか？</p> <p>教育委員会の指導課との違いは？</p> <p>そこらへんを明確にして、教育相談センターとするならば、学校に指導する権限は教育相談センターにあると告示してほしいです。</p> <p>教育委員会指導課と教育相談センターは、子どもたちに対して共通の理解を持ち、一丸となって動いて欲しいです。</p>	<p>内部の各部署の役割については記しませんが、「指導」という文言については1-1と同じ理由により修正します。</p>
--	---	---

## 7 内容の修正について

寄せられたご意見に基づき、次の通り修正いたします。

整理番号	修正箇所	修正前	修正後
1-1	第3条(2)	不登校の児童又は生徒その他相当の期間学校を欠席している児童又は生徒に対する指導に関する研究及び調査並びに当該指導の推進に関すること。	不登校の児童又は生徒その他相当の期間学校を欠席している児童又は生徒への支援に関する研究及び調査並びに当該児童又は生徒への支援の推進に関すること。
2-1			
3-3			
6-1			
7			
8-2			
9			

8 担当 我孫子教育委員会 教育総務部 教育研究所 教育研究担当

TEL : 04-7187-4600 (内線 33-206) FAX : 04-7187-4611